

粗大ごみ場・リサイクルセンターを 利用されるみなさんへ

4月から各施設で、搬入受 搬入場所 お住まいの住所地の施設へ搬入してください。
け付けを行っています。

休日 毎週水・木曜日
(年末年始等変更
の場合あり)

搬入時間 8:30~16:30

北勢町：北勢粗大ごみ場 ☎72-6708
藤原町：藤原粗大ごみ場 ☎46-3413
大安町：大安粗大ごみ場 ☎78-3540
員弁町：員弁リサイクルセンター ☎74-2961

注意! ◎粗大ごみを軽トラックなどで搬入するときは、ごみをしっかり固定し、運搬中に落とさないようお願いします。
◎搬入時、「受け入れできない」と判断したものについては、持ち帰っていただきます。

ご理解とご協力
をお願いします。

訂正とお詫び

4月からのごみの分別・出し方の統一にあわせて作成した「いなべ市 ごみの分別早見表」(B3サイズ・カラー)で誤りがありました。訂正してお詫びします。

訂正箇所

早見表の左下「リサイクルセンター・粗大ごみ場へ搬入できないもの」の例

誤 消化器

正 消火器

☎北勢庁舎 生活環境課 ☎72-3946 ☎72-3748

9月1日から 水道メーター交換工事 にご協力を!

期間 9月1日~10月31日

対象地区

北勢町 阿下喜・飯倉・垣内・瀬木・東村・京ヶ野
新田 地内

員弁町 石仏・大泉新田・北金井・畑新田・平古
地内

大安町 石樽北・石樽東・中央ヶ丘 地内

藤原町 市場・篠立・志礼石新田・日内・長尾 地内

※対象地区の全てのお宅が対象になるわけではありません。

費用

●水道メーターの交換費用は市で負担しますので無料です。ただし、交換時に宅内側などで漏水が発見された場合の修繕工事などは、ご自身の負担になります。

その他

- 交換工事はいなべ市内の業者が行います。
- 立会いは特に必要ありませんが、一時的に断水となるため、在宅の時には一言お断りさせていただいてから作業に入ります。留守の場合でも作業に支障がなければ交換させていただきます。また、「交換の際は敷地内に立ち入らせていただきます」のでご了承ください。
- 交換が終わりましたら、「交換終了のお知らせ」を配布します。

☎北勢庁舎 水道工務課 ☎72-2724 ☎72-2260

下水道情報

上水道以外の水(井戸水等)を使用している方、今後予定している方へ

現在、下水道への排水に水道水以外(井戸水等)を使用している場合、下記の方法で下水道使用量を算定しています。今後、家庭での使用水の形態が変わる場合や、井戸水等専用メーターを設置される場合は下水道課へお問い合わせください。

①水道水以外(井戸水等)のみを使用

- 井戸水等専用メーターを設置し、下水道使用量とします。(メーター器・ボックスは市役所で貸与。設置工事は使用者負担。)
- 井戸水等専用メーターを設置していない場合は、1使用月(2か月)で、一人当たり15m³使用したものととして下水道使用量を認定します。(認定汚水量:世帯人数×15m³)

②水道水と水道水以外(井戸水等)を併用して使用

- 井戸水等専用メーターを設置し、水道水使用量に加算したものを下水道使用量とします。(メーター器・ボックスは市役所で貸与。設置工事は使用者負担。)
 - 井戸水等専用メーターを設置していない場合は、水道水使用量と、井戸水等の認定汚水量とを比較し、多いほうを下水道使用量とします。
- ※メーターを設置せず、汚水量認定の方法で算定されている方は、世帯人数に変更があった場合、速やかに下水道課へ「公共下水道認定数量(使用水区分)変更届」を提出してください。

☎北勢庁舎 下水道課 ☎72-3515 ☎72-2260